

仕 様 書

1 業務名

広島市立学校産業廃棄物収集運搬及び処分業務（金属くず、廃プラスチック類等、安佐南区）＜第2回＞

2 業務場所（排出場所）

広島市立八木小学校（広島市安佐南区八木九丁目17番1号）ほか37校
詳細は、「別表1」のとおり

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月12日まで

4 業務内容

本業務は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等を遵守した上で、本仕様書に基づき、「別表1」記載の学校（以下「学校」という。）にて集積している産業廃棄物（金属くず及び廃プラスチック類等）を収集運搬し、処理施設において適正に処分することを目的とする。ただし、家電リサイクル法対象品目については、家電メーカーの指定引取場所へ搬入することとする。

(1) 受注者の事業範囲

受注者は、本業務を実施できることを証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証の写し及び産業廃棄物処分業許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。

なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面をもって通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本仕様書に添付する。

〔収集運搬〕詳細は、別紙「許可証（写し）」のとおり

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業範囲	
許可の条件	
許可番号	第 号

〔処分〕詳細は、別紙「許可証（写し）」のとおり

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	

事業範囲	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	第 号

(2) 委託する産業廃棄物の種類、数量及び排出場所

「別表2」のとおり

(3) 環境大臣の許可を受けた輸入廃棄物の有無

無

(4) 運搬の最終目的地の所在地

最終目的地の名称	
所在地	

(5) 積替保管（注：受注者が下記の①②③のいずれかを選択すること）

① 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

② 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を次の場所において行う。
ただし、積替保管は、関係法令等に基づき、履行期間内に確実に収集運搬及び処分できる範囲で行い、積替保管の場所において、「選別」は行わない。また、発注者から委託された当該廃棄物のうち、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類	
積替保管施設の所在地	
積替保管施設の保管上限	

③ 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を次の場所において行う。
ただし、積替保管は、関係法令等に基づき、履行期間内に確実に収集運搬及び処分できる範囲で行い、積替保管の場所において、「選別」は行わない。また、発注者から委託された当該廃棄物は、他人の産業廃棄物と混合しないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類	
積替保管施設の所在地	
積替保管施設の保管上限	

(6) 処分又は再生の場所の所在地、方法及び施設の処理能力

処分又は再生の場所の名称	
所在地	
処分又は再生の方法	
処分又は再生に係る施設の処理能力	

(7) 最終処分の場所の所在地、方法及び施設の処理能力

最終処分の場所の名称	
最終処分の場所の所在地	
最終処分の方法	
最終処分に係る施設の処理能力	

(8) 家電リサイクル法対象家電

家電リサイクル法対象家電については、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき適正に処理すること。

(9) 業務用冷凍空調機のフロンガス

業務用冷凍空調機器のフロンガスはフロン回収・破壊法に基づき適正に処理すること。

(10) 業務実施計画書

本業務の実施に先立ち、業務実施計画書を作成し発注者に提出すること。業務実施計画に変更があったときも、同様とする。

5 適正処理のために必要な事項に関する情報

(1) 当該産業廃棄物の性状及び荷姿

別表2のとおり

(2) 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等による性状の変化の有無

無

(3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障の有無

無

(4) 当該産業廃棄物が日本産業規格（JIS）C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合の含有マークの表示に関する事項

無

(5) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項

無

(6) 委託する産業廃棄物に第一種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

無

(7) その他取扱い上の注意

無

6 契約期間中に廃棄物の性状等に関する情報の変更があった場合の情報伝達方法

発注者は、委託する産業廃棄物の適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点か

ら、契約期間中に、当該廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し、速やかに書面をもって、その変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の適正な業務の履行に支障をきたすおそれがある場合の性状等の変動幅は、製造工程又は廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は、通知する判断基準となる変動幅の範囲について、あらかじめ受注者と協議の上、定めるものとする。

7 発注者と受注者の責任範囲

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物をその積み込み作業の開始から処分の完了まで、関係法令等に基づき適正に処理しなければならない。

受注者が業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。

8 再委託の禁止

受注者は、発注者から委託された本業務を他人に委託してはならない。ただし、やむを得ない事由から、法令等の定める再委託の基準に従って、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

9 義務の譲渡等

受注者は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、継承させてはならない。

10 委託業務完了報告

- (1) 受注者は、各排出場所において、発注者から委託された産業廃棄物の収集完了後、別に定める完了届に校長（不在の時は教頭）の確認印を受けること。
- (2) 受注者は、本業務において公益財団法人日本産業廃棄物処理センターが運営する電子マニフェストシステムを利用すること。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、紙マニフェストも使用可能とする。
- (3) 電子マニフェストシステムを利用する場合、受注者は、学校から産業廃棄物の引き渡しを受けた後、同日中に発注者にその旨を通知すること。
- (4) 電子マニフェストシステムを利用する場合、受注者は、収集・運搬終了から3日以内（土・日・祝日は含めない。）に必要事項を情報処理センターに報告するとともに、処分終了から3日以内（土・日・祝日は含めない。）に必要事項を情報処理センターに報告すること。
- (5) 受注者は、発注者から委託された全ての産業廃棄物の収集運搬及び処分が完了した後、別に定める委託業務実施報告書、(1)で定める完了届及び産業廃棄物収集運搬および

処分証明書（電子マニフェストの運搬終了報告及び処分終了報告によってこれに代えることができる。また、紙マニフェストを使用する場合は紙マニフェストに代えることができる。）をそれぞれ速やかに作成し、発注者に提出するものとする。

- (6) 受注者は、学校からの搬出作業に関し、作業前・作業後の写真＜画像鮮明、ピントの合っていないもの等は不可。デジタルカメラによる写真は可。全体が確認できるように撮影すること＞を撮影して、発注者に提出すること。

11 内容の変更

発注者又は受注者は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託契約金額又は委託期間の変更をするとき、又は予定数量に大きな変動が生じるときは、発注者・受注者協議の上、書面によりこれを定める。

12 委託料の支払

発注者による業務完了確認後、受注者の請求のあった日から30日以内に支払うこととする。

13 契約の解除

発注者の責めに帰すべき事由により、本契約を解除することとなった場合において、受注者は発注者に対し、損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の当該廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、又は受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上で、発注者に対し当該運搬費用を請求することができる。

受注者の責めに帰すべき事由により、本契約を解除することとなった場合において、発注者から委託された当該廃棄物の処理が未だに完了していない段階にあるときは、受注者は次の措置を講じなければならない。

- (1) 受注者は、契約を解除された後も、当該廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている当該廃棄物についての収集運搬もしくは処分、又はその両方の業務を自ら実行するか、又は発注者の承諾を得た上で、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- (2) 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金が受注者になくときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- (3) 上記(2)の場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集運搬もしくは処分、又はその両方を行わしめるものとし、受注者に対して、発注者が負担した費用の償還を請求することができる。

14 約款の取扱い

本仕様書と本契約に付随する約款との間で、内容の重複により解釈に疑義が生じた場合は、本仕様書の条項を優先するものとする。

15 業務実施上の留意事項

- (1) 業務実施日時については、事前に学校と十分協議し、決定すること。
- (2) 業務の履行に際しては、学校の施設及び器物を滅失・毀損しないように注意すること。
また、学校関係者、通行人等に危険を及ぼすことのないよう、安全に十分配慮すること。
- (3) 委託された産業廃棄物が収集運搬中に飛散又は流出することのないよう、注意すること。
- (4) 業務履行中の軽微な応急措置等については、受注者の負担において行うこと。
- (5) 受注者は、発注者の承認を得ることなく、本契約の履行に際して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 本仕様に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び受注者による協議の上、決定する。